

幼児教育・保育の無償化を開始

～ 10月1日から～



無償化の対象や上限額は、利用している施設の種類や利用状況(保育の必要性の認定の有無など)によって異なります。詳しくは、下の図のとおりです。現段階で未定の内容については、国から公表され次第、市ホームページなどでもお知らせします。

☆詳しくは、子ども子育て支援課へ。

市ホームページはこちらから▶



3～5歳児クラスのお子さん、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスのお子さんについて、保育の必要性がありますか？

はい

※就労(月64時間以上)のほか、出産・病気・求職・就学などで保育できない家庭など

| 利用施設など | 無償の範囲 | 手続き |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 保育所、地域型保育施設、認定こども園(保育所機能) | 無償 | 不要 |
| 新制度に移行した幼稚園、認定こども園(幼稚園機能) | 無償 | 施設を通じて手続きを |
| 新制度に移行していない幼稚園、国立大学付属幼稚園 | 月額2万5700円まで無償 | |
| 在籍している幼稚園の預かり保育 | 幼稚園の利用料とは別に、月額1万1300円まで無償 ※満3歳児は住民税非課税世帯のみ月額1万6300円まで無償 | |
| 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 | 保育所や認定こども園などを申請し、待機(保留)となっている場合、3～5歳児は月額3万7000円まで、住民税非課税世帯の0～2歳児は月額4万2000円まで無償 | 9月10日までに手続きを →詳しくは、市役所子ども子育て支援課へ問い合わせを |
| 上記以外 | 無償化の対象外 | |

※企業主導型保育事業の利用料も無償となる場合がありますので、市役所子ども子育て支援課へ問い合わせてください。

※障害のある未就学児については、児童発達支援などの利用料も無償となりますので、市役所障害福祉課へ問い合わせてください。

いいえ

※専業主婦(夫)家庭など

| 利用施設など | 無償の範囲 | 手続き |
|---------------------------|---------------|------------|
| 新制度に移行した幼稚園、認定こども園(幼稚園機能) | 無償 | 施設を通じて手続きを |
| 新制度に移行していない幼稚園、国立大学付属幼稚園 | 月額2万5700円まで無償 | |
| 上記以外 | 無償化の対象外 | |

※障害のある未就学児については、児童発達支援などの利用料も無償となりますので、市役所障害福祉課へ問い合わせてください。

幼児教育・保育の無償化の説明会を開催

幼稚園及び保育施設などを利用している、または、利用を予定している未就学児の保護者を対象に、説明を行います。

◇日時 8月15日(木)の午後6時30分～8時、9月1日(日)の午前10時～11時30分

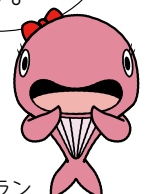
◇場所 市役所1階市民ホール

◇定員 各120人(先着順/申込不要)

◇保育 生後10か月以上の未就学児各10人(申込順/8月6日までに市役所子ども子育て支援課へ要申込)

保育料や利用料のみの無償化であるため、**給食費、教材費、行事費、バス送迎費などは無償となりません。**

保育所や認定こども園(保育所機能)を利用している方には、これまで給食費を含んだ額を保育料として支払っていただいていた。しかし、今後は給食費を利用施設に直接支払うこととなります。詳しくは、決まり次第、利用施設からお知らせします。



アイラン